

○議長 小田 武人君

2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

2 番、公明党の松岡でございます。一般質問につきましては、通告書に従いましてさせていただきます。

1 件目ですけれども、1 件目は防災、減災についてです。

ことし 3 月 11 日で東日本大震災から 7 年がたちました。あの日、巨大な津波が直撃し、多くの犠牲者を出した宮城県名取市の閑上地区にあって、閑上保育所は、全ての園児と職員の命を守り、今でも奇跡と称されております。しかし、それは偶然の産物ではなく、園児一人一人に焦点を当て、最悪の災害までも想定、検証を重ねた備えがあったからでした。海拔ゼロメートル、漁港からわずかに 260 メートルの場所にあった宮城県名取市閑上保育所。あの日の昼下がり、1 歳から 6 歳までの園児 54 名はいつものようにパジャマ姿で寝ておりました。2011 年 3 月 11 日 2 時 46 分、巨大地震に襲われるまではですね、寝とったわけです。その時、当時のですね、保育所長さん、佐竹さんという方らしいんですが、2009 年に着任されておりました、当時ですね、この日、行事案内で地域を回っておられたそうです。途中、貞山運河の水位が異常に下がっているのを目にしました。2 時 55 分、保育所に戻った佐竹さん「逃げます。」「車を持ってきて。」「小学校で会いましょう。」と 3 つの指示を園児と職員に告げたそうです。職員 10 人と全園児は 5 台の車に分乗し、2 キロ離れた閑上小学校へ到着したのは 3 時 20 分。3 階建て校舎の屋上へと避難して 30 分後、大津波が到達しました。住民の 5 分の 1の方がですね、相当する 753 人が亡くなられております。しかしながら、保育所の皆さんは全員犠牲に遭わず、ゼロであったというところであります。

近くの日和山公園の石碑には「地震があったら津波にご用心」との石碑があって、これは 1933 年、昭和三陸地震津波の教訓が伝えられているものであります。これを見た佐竹保育所長さん、2010 年から避難マニュアル改善に着手。毎月の避難訓練や避難場所を訪れるなど検証を重ね、そのたびにマニュアルを書きかえていっております。まあこういったことから、この教訓を私たちはですね、学ぶべき点が非常にあるんじゃないかということで、今回一般質問をさせていただきます。

初めにこのマニュアルなんですけれども、この防災マニュアル、避難マニュアルはどのような項目内容を定めることが適切と考えられるのか伺いたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難マニュアル等の内容につきまして御説明いたします。内容につきましては、災害時の情報入手の方法、自治区から一番近い指定緊急避難場所・指定避難所はどこにあるのか。避難を行う際の避難経路はどこを通過して避難をするのか。災害の種別によりますが、津波を想定した場合は、津波から避難する場所はどこなのか。自治区が、津波による浸水予測があるのかないのか。また、予測される最大浸水深は何メートルなのか。それと、台風やゲリラ豪雨等を想定した場合は、河川等が氾濫した場合は、自治区が浸水するのか。また、予測される浸水の深さは何メートルであるのか。遠賀川や西川の避難判断水位というところがございますけれど、これが何メートルあって、そういう避難判断水位に達するのか。あと自治区に土砂災害や崖崩れ等の危険箇所があるのか。避難を行う際の持ち出し品のチェック等、災害の種別を考えた内容を盛り込む必要が、このマニュアルには必要ではないかと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、御答弁いただきましたけども、マニュアルにはですね、そういった内容を記載しておくべきであるという答弁をいただきましたが。

話は変わりますが、次はですね、2016年の8月、岩手県の久慈市のグループホーム「ひだまり」、この件も皆さんよく御存じだと思うんですけども。この高齢者施設ですが、当時台風10号の影響でですね、9名の方が亡くなっておられるということなんです。今現在どうなっているかといいますと、避難計画策定の先行事例を全国に発信する国のモデルとしてですね、選定され、2017年8月に豪雨時の避難計画を改正をしたそうです。実はこのグループホームはですね、避難計画は持っていたわけですね。しかしながらですね、当時、事前に発令されていた避難準備情報に気付かなかった。当時ですね、台風10号のときにですね。そういったことで、情報に気付かなかった。屋外にある防災無線は風雨で聞こえなかった。また、計画に避難行動の目安を定めてなかったことから判断がつかず、これは要するに避難の時期ですね、開始時期をしっかりと定めていなかった。知人の知らせで決断して、行動を開始したような状況にあるわけですね。計画で想定した避難場所についても、地域住民からの情報をもとに変更した。ようやく入所者と車で移動を始めたものの、各地で道路は通行どめになっており、普段は使わない道路へ行ってですね、ところが水没していたと。道路が。そういった中、突っ切り何とか難を逃れた。この管理人さんは村田さんという方らしいですけど、危機管理ができていなかったということで、非常に反省されております。

こういったことで、今の避難マニュアルですけども、机上でつくった計画だけではですね、

平成30年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

だめじゃないかなということ、やっぱり今回、保育所の佐竹さんが行われたように何回も検証した結果に基づく、そのデータに基づいた計画でなければならないというふうに思います。避難所はですね、発達障害者の子供がいるということで、閑上小学校、みんながよく知っている小学校に決めているんです。それから移動手段ですけど、この学校まで2キロ離れているということで、移動手段は車。だから歩行だけじゃなくて、車でも考えなくちゃいけないということですね。それから避難ルートですけども、付近の道路等隅なく走り回った結果ですね。渋滞を回避するルートを選択しております。そういうことで何回も検証した結果ですね、こういったマニュアルをつくったということでもあります。

当然ですね、この子供たちですけど、我が町にとってはですね、避難行動要支援者の方にとって、いつですね、誰とどこに行くのか事前にやっぱり取り組んでおく必要があるんじゃないかと思います。そういうことで万全な準備が必要だと考えますけども、現在ですね、福祉課も含めて要支援者の把握、それから支援体制の準備が進めておられるかと思うんですけども、その状況がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町では、災害対策基本法に基づきまして、平成27年度から災害時における高齢者や要介護者、障害者などの方で避難支援を求める方々の名簿、いわゆる、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、自主防災組織や民生児童委員、消防署へ毎年提供しております。

当該名簿は、在宅で生活されている75歳以上のおひとり暮らしの方、65歳以上の高齢者だけの世帯、3番目、介護1以上の認定をお持ちの方、4番目として、身体や精神の手帳をお持ちの方で1、2級の方とA判定の療育手帳をお持ち方のうち、災害時における避難支援を希望し、さらにその情報を地域の方々に提供することに同意した方を毎年4月1日現在で把握した内容となっております。

名簿登載者は、転出、死亡による減少、転入や年齢到達、手帳取得等によって毎年変動しております。芦屋町における避難支援、そういったものの状況につきましては、毎年、そうですね。避難行動の要支援者名簿の更新手続のとき、区長さん方に集まっておきまして、避難の行動計画を一緒につくりましょうと働きかけをしておりますけども、現状では体制が整っていないような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

これにつきましてもですね、今、ひだまりの件を、グループホームの件を皆さんに説明させていただきましたけども、そういうことで、やはりですね、災害が起こったときにはこういった災害弱者の方のですね、救済というのをしっかりとですね、取り込んでいく必要があると思いますので、これについては対応を急いでいただければというふうに思います。

それからですね、避難所の件で、一般質問で私、質問させてもらった件ですけども、逐次ですね、見たところ、緊急避難場所として指定されている避難場所の看板の表記ですね、改善されていると思うんですけども、この状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

指定緊急避難場所の表記につきましては、平成 29 年度に 35 カ所の表記の変更をしております。変更内容としましては、災害種別の適否、地震、津波等に適しているのか、適していないのかというのをマル・バツで表記をしております。それとこの避難場所の海拔を記載した内容で表記をするような形で変更をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

私もこれ見てですね、やっと改善されたなあというふうに思っておりました。これについてはですね、変更されて非常にいいことだと思うんですけど、やっぱり住民の皆様には表記をしっかりと、このように変更していますと、やっぱり徹底をしっかりとやっていただいて、地域の中で避難計画を策定する上でですね、参考としていただくようにやっていただきたいと思います。ただですね、見ている限り、本当にここが津波、地震、そういった災害の土砂災害に本当に使えるかなという点は、表記はそのように定められて、これは計画の中でですね、そういうふうに地域防災計画に基づいて指定はされていると思うんですけど、これが間違っておりますと非常に大変なことになりますので、再度そのあたりの点検はやっていただきたいと思います。

それとですね、今先ほどの内容で、教訓からしましてですね、避難ルートですが、これについてもですね、各自治区の方で、防災マップということで、作成すべきじゃないかということで訴えさせていただいているんですけど、この防災マップの作成についての進捗状況はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

平成 30 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成 28 年度に三軒屋区で実施しました避難訓練で、各組で一次集合場所や指定避難所での避難経路を検証しましたが、各自治区での防災マップは作成されておりません。各自地区ごとに、防災訓練等を実施していただくよう要請を行い、その中で各自地区ごとで災害の種別だとか、避難経路等を作成していただくように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

災害弱者の行動支援の体制とですね、この道路マップ。先ほどの閑上地区の保育所の取り組みと比較したらどうだろうかと思うわけですね。かなり遅れていると。町の行政からするとそういう防災・減災と言いながら、うたってはいるものの全く進んでいないのが実情じゃないかなと思うわけですが。この保育所が無事でおられた、被害ゼロというその教訓ですね、そういったことで、避難マニュアル策定についての見解をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難マニュアル整備につきましては、必要性は認識をしております。また、自治区、保育園、幼稚園、小学校、中学校、福祉施設それぞれで作成をしていただく必要があると考えております。

自治区は、子供から高齢者を含めた多様な集団であり、また要支援者も抱えています。自治区ごとに周辺の地形や危険箇所等を考慮しながら、マニュアルを作成する必要があると考えております。保育園、幼稚園、小学校、中学校は、児童・生徒の状況や、災害の種別により避難場所をどこにどのような経路で避難を行うか等を考慮しながらマニュアルを作成する必要があると考えております。福祉施設は、入所している人数や介護等の状況等を考慮し、施設から他の場所への避難は難しいでしょうから、どこの場所に集約するのかなどを考慮しながらマニュアルを作成する必要があると考えております。

今申しましたとおり、いろいろな状況の違いがありますので、自治区であれば区長、各施設、小学校等につきましては管理責任者が中心となって、防災マニュアルの整備をしていただく必要があると考えております。そのため、各自治区や施設等から相談があれば、指導・助言を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたけれども、それぞれのですね、管理者に対してですね、その責任者にそういった準備を進めてもらいたいということで、促しているというお話しですけども。やはり町のそういったところにただお願いするだけでは、なかなか行政のほうも大変なのはわかりますけれども、人の命にかかわる内容ですので、町としてはですね、どのような準備が進めておられるのかしっかりとですね、状況を把握していただいて、必要があれば、ある程度ですね、支援と言われればしますという程度じゃなくして、積極的にですね、支援をやるべきじゃないか。これは町の皆様の生命、財産にかかわる重要な問題で一番、いろいろなことがあるでしょうけど、その中でトップクラスに来る行政の行うべき責務であるというふうに考えますので、ぜひともですね、しっかりと管理をやっていただきたいと思います。

7年が経過してですね、この所長さんは振り返ってですね、あの時一緒に訓練し、話し合っ重なってきた職員が一人でも欠けていたら、逃げられなかったかもしれないと当時のことを振り返っておられたそうですが、非常時に何をすべきか全員の役割分担は明確に示しておかなければならないと思います。一つの、この避難計画についてのそれぞれの責務ということで、次元もちょっと違うんですが、防災の全体としてですね、行政がいろいろな防災対応をやっているわけですけども、応急対策をやるわけですが、防災、町ですね、防災タイムライン。これは作成されていたというふうに聞いておりますが、これはまだ十分ではないということで、今後改正をしますというお話ですけども。町が防災体制を整える上での、この防災計画、タイムラインの改正がどうなっているかをお伺いしますけども、これは現在、改正はされたんですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

タイムラインにつきましては、平成28年度につくりまして、2年間経過しております。このタイムラインについては、この2年間でそういう災害等で大きく変わるというところがございませんので、現状としては、改正は、今、行ってはございません。当初、つくったままでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

平成30年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

せっかくつくられたこの防災タイムラインですが、実際につくって改正を行っていないということは、検証されていないじゃないかと私は思うわけですけど。先ほどの教訓から考えますと、この所長さんは何回もですね、基本計画を見直しているわけですね。それは訓練と検証をして、実際、足を運んで状況を確認して、計画を策定して、実際の場合、それを使って実施できたわけですよ。うちの防災計画はつくらなきゃいけませんよということで作ったんでしょうけど、それを検証しないで変更もしないということは、実際ですね、その中に加わっている防災関係機関との連携とか、そういったところの連携要領とか、訓練もやらない中で、そのまま置いているから大丈夫ですというわけにはいかないと思うんですけど。そういうことで、これについて改正すべきかどうかについてのお考えはどうですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

改正すべきではないかという形の中で、今後の課題について述べさせていただきたいと思えます。

この2年間、台風等に伴う72時間前に、課長会議等を招集しまして、情報収集や各施設の管理状況、対応、避難所の開設等、住民への周知等を協議し、初動体制はできていると、十分に機能しているのではないかと考えております。しかし、実際に芦屋町において、大きな被害等が発生していない現状もありますので、避難勧告・避難指示といった場合の問題・課題については、検証できていないというところがございます。その点を踏まえまして、遠賀川河川事務所などの国の機関や県等の情報を収集し、改善点などの問題があれば、順次改正等を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことですね、これは重要な計画です。防災機関が芦屋町にかかわってですね、消防もそうでしょうし、警察もそうでしょうし、そういった河川事務所ですね、国交省の。そういったところと、この計画策定している上には非常に綿密な、自衛隊を含めてですけど、綿密な事前調整が必要かなと思います。それに増してですね、でき上がった中でこの周知徹底を、住民の皆さんにこういう計画でやりますということで、図る必要があると思うんですけど。周知徹底についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

タイムラインの住民が取るべき行動については、広報等を通じて周知をしていきたいと考えております。ホームページの暮らしの情報の防災に土砂災害警戒区域等の指定や緊急速報メールによる緊急情報の提供。芦屋町洪水土砂災害ハザードマップ指定避難場所、指定緊急避難場所等の一覧等を掲載し、住民への周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

周知徹底はですね、町民の皆さんに、やっぱりしっかりとですね、お伝えしていく必要があると思います。

次は防災訓練なんですけど。この避難マニュアルを完成させるためには、やはり防災訓練で検証を何回もやってですね、それが本当に役立つのかどうか評価する必要があるわけですけども。この佐竹所長さんは、奇跡は訓練の積み重ねでしか起こらないと力説しているわけですね。やはり訓練をやったおかげで完成度を上げた避難計画ができて、それに基づいて行動した結果として、そういった被害を出さなくて済んだと。町としてはですね、この防災訓練の実施の意義をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災訓練の意義につきましては、防災関係機関の災害発生時の応急対応に関する検証・確認と住民の防災意識の向上です。具体的には、行政としては、防災訓練を通じ、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力、円滑を図ることと考えております。

住民としては、一人一人が防災訓練に参加し、日常及び災害発生時においてみずから何をすべきかを考え、災害に対して十分な準備を講じることができるようになる。住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会となります。

また、どこに集まり、どこに避難しなければならないか等の避難場所の確認や、避難場所までより安全に移動するための避難経路等を把握しておくことができると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の答弁のようですね、防災訓練を実施する意義というのは、非常に大きなものがあるかなと考えると、そういった防災訓練はですね、今、意義からすると非常に重要な位置づけにあるわけですけど。じゃあですね、この訓練について、私はもう引き続きですね、計画ができてできなくても、やっぱりそういったことで訓練というのは定期的にそれぞれ主眼を置いてですね、その主眼の目標を達成するためにいろいろな検証を進めていけばいいと。やらなくちゃいけないと思うわけですね。

近年ですね、じゃあ我が町の、この訓練の実施状況はどうなのかと。実績はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成27年9月から12月にかけて、全4回で三軒屋地区で大雨・洪水避難訓練を実施しました。平成28年11月3日に全町を対象としました地震・津波防災訓練を実施しております。あと平成30年3月に中央公民館講座として、「災害時に生かす男女の知恵と行動」として、朝倉市の係長及び防災士による講話とワークショップを行いました。今年度につきましては、自治区を対象とした、防災訓練等を2回ほど予定をしております。消防団につきましては、定期的に出水期前に土のう作成等の訓練を実施しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

3月ですね、講習会、講演会にも私、出席しまして、松尾課長も出席されておりました。非常に有意義なですね、講演と参加者の皆さんと一緒にいろいろな避難場所での行動づくりとか、そういったことも体験しながらやっていって、いい有意義な講習であったし、訓練も逐次行われていると思うんですけども。この体制をですね、防災体制は、芦屋町の防災体制を構築するためにですね、じゃあ今の報告というか、答弁がありました訓練の実施回数でですね、本当に十分なのかと考えるわけですね。それぞれこの町の中には、30の自治区がございまして、それぞれの自治区の皆さんで、地域でこういった災害の時にどのようにしてですね、地域の皆さんの、住民の皆さんの人命を守っていかうかということで進めなくちゃいけない中で、町としての今の実績でですね、本当に事足りているのかと。この辺についてはどうなんですか。実績についての

平成30年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

町の見解はいかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町の回数としては、主体的に防災訓練を行うには数として限りはあるのかなという形で思っております。そのためには、各自治区ごとで主体的に防災訓練等を実施していただくような形で、行政としては指導をしていかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

自治区でやってくださいといってもなかなかですね、そういった計画立案から調整からできる方は非常におられないんじゃないかと思うわけですね。そういうことからすれば、しませんよというのと等しいかなと私は思います。まあ、やるんだったら、そういったバックアップしながら1つの自治区をですね、中心に町がですね、サポートしながらやって、それを逐次広めるとか、そういったですね、取り組みが必要じゃないですかね。まあ訓練もそこそこで、計画もそこそこというような状況ではどうなのかなと、先行きは思い心配される場所ですね。まあこうしたことで訓練は実施状況は少ないわけです。この理由は何ですかね。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

人員体制等もございますし、職員がやはり防災担当しているのが1名というところに中でやっているの、業務量的にも限りがちょっとあるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

やはり先ほど申しましたように、この対応に関してはですね、非常に重要、人の命にかかわることですので、町の方のね、その担当者の方が1名と。そのあたりは今後ですね、行政の方でも、しっかりと検討していただいて、どうあるべきであるかと追及していただければと思います。

それでは今後の計画はどのようにお考えになるか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練の計画等については、それぞれの地震・津波、大雨・洪水、高潮などの災害種別により訓練を実施していくことが大切ではないかというふうに思っております。また、全体的な訓練を3年に1度だとか、小学校区ごとの訓練、自治区ごとの訓練等を行えるような形で計画を立てていかなければならないというふうには考えております。

自治区によって、それぞれ災害の状況や避難場所及び避難経路等は違ってきますので、それぞれで訓練していただき、行政が指導・助言をしながら実施をしていきたいというふうに考えています。

また、訓練実施については、総務課より各区長に働きかけを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

しっかりとですね、今後の訓練の計画をつくっていただいて、それに従った効果的な訓練を進めればと思います。

5月の1日にですね、JETT、気象庁の防災チーム、自治体の避難判断などの防災対応支援チームが設立されています。これは今まで県とかそういうところだけだったんですけども、町と市町村にも出向いてですね、災害が発生した場合には、そういったサポートしますという、JETT、ジェイ・イー・ティ・ティですね、が設けられておりますので、こういった関係機関との連携も視野に入れてですね、避難を実施する時の開始時期を失ないように努めていく必要がありますし、避難マニュアルによってですね、立派な完成度の高いこのマニュアルによって、適切な対応が取れるように訓練をし、災害の万全に期せるようですね、体制を整える必要があると思います。

1件目を終わりました、次に2件目ですけども。2件目は、町の企業支援についてです。

我が国の経済は、雇用や所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、世界経済の動向など先行き不透明感が増す中であって、中小企業・小規模事業者の皆さんは厳しい経営環境の中で鋭意努力されています。

日本の企業は、小規模企業ですが、9割以上を占めておりまして、雇用を7割創出というのがこの中小企業であるし、小規模事業者であります。こういったですね、企業が元気になることこそ日本経済の持続的な発展に不可欠ではないかと考えます。公明党としてはですね、関係者の皆

さんから直接要望をお伺いした中で、無担保無保証融資や資金繰り円滑化借換保証制度を初めとする数多くの中小企業支援策を推進してきております。政府もですね、継続して中小企業・小規模事業者への多くの支援を、活性化を推進しております。町長もですね、先般、町の商工会総代会の中で祝辞を述べられましたけども、町としてはですね、最大限の支援を行っている旨の言葉がありました。町の企業の活性化は、元気なまちづくりのために欠かすことはできません。このような状況にあって、町は国や県の施策に積極的に参加するほか、独自の施策を推進することが重要かと考え、その取り組みや方向性についてお伺いいたします。

初めにですね、町の企業支援策の現状はどうかということで、町がかかわる企業への支援内容と活用状況がどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

町の中小企業・小規模事業者の皆様への支援策の活用状況につきまして、国・町の支援策を分けて、答弁いたします。

まず、国の支援策の活用状況につきましては、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しすることを目的とした小規模事業者持続化補助金があります。この補助金につきましては、事業者が策定した経営計画に沿って取り組む販路開拓などの経営の一部が補助されるものでございます。平成 29 年度、芦屋町では 9 事業者がこの補助金を活用しております。

次に、産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、遠賀郡 4 町共同で創業支援事業計画を策定し、国の認定を受けております。この計画に登載されております特定創業支援事業である創業セミナーや創業塾を受講した事業者に対し、会社登録免許税の減免、融資利率の引き下げなどの制度がございます。平成 29 年度、芦屋町では 1 事業者が活用しております。

続きまして、町の支援策について述べさせていただきます。町独自支援策の活用状況につきましては、町内での創業を支援することを目的とした芦屋町創業促進支援事業補助金があります。この補助金は創業に当たり、設備投資などの経費の一部が補助されるものでございます。平成 29 年度、新たな事業を始めた 3 事業者が活用されております。

次に、中心市街地の活性化や空き店舗等の対策を目的として、芦屋町空き店舗等活用補助金があり、平成 29 年度、新規に 2 事業者が活用しております。

最後に、商工業者の資金繰りの円滑化や商工業の振興を図ることを目的とした芦屋町制度融資があります。平成 29 年度、助成内容を利子の一部補助から信用保証料全額補助に変更したことによって、利用者が前年度より倍増の 19 事業者が活用されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

特に出てきましたが、町独自としてもですね、大きな支援策を行っているということで、町長が言われたとおり、もう本当、最大限の支援をされているかと思います。この支援制度を利用している方からの評価はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

評価や要望というところでですね、先ほど答弁いたしました町独自の支援策でございます。芦屋町空き店舗活用補助金につきまして、以前までですね、補助対象地域が芦屋都市計画の商業地域のみとなっております。このことにつきまして、商工会並びに事業者の方から、補助対象地域の拡大ができないかとのお問い合わせがございました。このようなですね、意見を踏まえて、一応、平成30年度、今年度からですね、町内全域に補助対象地域を拡大しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

皆さんのですね、声をやっぱり現場の声をですね、しっかりとお聞きしてですね、反映して、町長の方針である最大支援をということで頑張っていたいただければと思います。こういった施策につきましても、当然のことながら、商工会との連携が必要になるわけですけど、現在の商工会との連携についての状況はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

商工会との連携ということでですね、先ほど申しました国、町、支援策、それぞれで連携しております。これにつきまして答弁をしたいと思います。

国の支援策における連携につきましては、先ほど答弁いたしました小規模事業者持続化補助金について、事業者が作成する経営計画の策定支援を商工会が行っております。また、遠賀郡4町共同で策定しました創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業でございます創業セミナーや創業塾を商工会と連携して実施しております。

平成 30 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

町独自の支援における連携につきましては、芦屋町創業促進支援事業補助金、芦屋町空き店舗等活用補助金は商工会を経由して町に申請・報告するようになっております。その中で商工会は事業者が作成する事業計画の策定支援、創業後のフォロー等も行っていただいております。また、申請者の各種情報についても商工会と共有しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

商工会との連携をですね、適切にやっていただければと思います。

今年度、生産性向上特措法が今回の国会で成立しまして、これについてですね、今後その国の支援策に町もしっかりと参画していく必要があると思うんですけども、そういったことで今回の国会で新たな取り組みが出て、法が制定されましたけれども、この取り組みについての参画についてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

国の新たな支援策、新たな取り組みへの参画ということなんですけど、今通常国会で成立いたしました生産性向上特別措置法におきまして、今後 3 年間、集中投資期間と位置づけて、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援することとされております。

芦屋町におきましても本法律に基づき、中小企業が生産性を向上させるために導入した新規設備の固定資産税を 3 年間減免することとし、本 6 月定例会に芦屋町税条例の一部改正について議案を提出させていただいております。今後、芦屋町といたしましては、この新たな支援策や既存支援策の活用促進に努め、町内商工業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今あの新たなですね、特措法ができて、企業の皆さんを応援していくということになるわけですけども。関係事業者の方はですね、この固定資産税の減免を受けるに当たってはですね、手続が必要になるかと思うんですけど、その手続はいかがになるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

手続について答弁させていただきたいと思います。

中小企業・小規模事業者の皆様につきましては、現在、産業観光課で策定中であります導入促進基本計画の内容に基づき、先端的設備等導入計画を策定し、必要書類を添えて、産業観光課に提出いただくこととなります。この後、提出された先端的設備等導入計画を町が審査し、町の導入促進基本計画に沿った内容であれば、町がその計画を認定することで、固定資産税の減免を受けられるようになります。

ただし、現在、産業観光課で策定しております導入促進基本計画につきましては、今後、国と協議し、同意をいただかないといけません。この国との協議が7月以降からと定められておりますので、中小企業の皆様からの申請は7月以降、町の導入促進基本計画が国の認定を受けてからとなります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町としてはですね、この基本計画の策定、それから条例の一部改正ということですね、前向きに今、事務が進めておられるということなので、いいほうに行ってるのかなと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

最後にですね、この中小企業関係ですね、お願いしたいのは、やはりあの企業さんを回るとですね、そういった支援を知らないという方が結構おられるわけですね。やはりそういう面からすると、この国の施策としてこういったことがありますとか、そういうことをですね、周知徹底を図る必要があると思うんですけど、これについての徹底についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

基本的にはですね、町ホームページ、広報紙、商工会会報にて周知を行ってまいりたいというふうには考えております。今年度ですね、産業観光課におきまして商工業の各種支援策のパンフレットを策定することとしておりますので、そのパンフレットにも掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

町としてもですね、いろいろな事業を展開していますし、国もこういったことで支援策を次から次に打って出ておりますので、しっかりとですね、訴えていただいて、活用していただけるように中小企業の方が元気になれるように、また町が元気になるようにですね、取り組んでいただきたいと思います。

時間が迫ってきましたので、次に 3 件目に移らせていただきます。

3 件目は、就学援助の入学前支給についてです。就学援助は、児童生徒の家庭が経済的に困窮している場合、学用品などの費用の一部を町が国の補助を得て支援する制度です。町も芦屋町立学校児童生徒就学援助規則、昭和 36 年の教育委員会規則第 1 号により実施されています。しかし、ランドセルなど入学時に必要な学用品の費用は支援されるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象に小学校入学前を含まない形としていたため、多くの市区町村で入学後支給となっておりました。

公明党の富田茂之衆議院議員がですね、17 年の 3 月の衆議院文部科学委員会で、国が要綱を変えればですね、できると。早急に検討をお願いしたいということで、当時の義家副大臣が「速やかに行いたい。」という答弁をしております。これを受けて、文科省が同月末に要綱を改正しております。これを契機として、小学校入学前に支給される自治体がかなりふえております。18 年春にはですね、小学校の入学前支給を予定する市区町村の数は、711 に上がっております。17 年から比べますと約 8 倍だそうです。遠賀郡内を見ますと、今のところ水巻町が先行実施していると。残りの 3 町は検討中でしょうけれども、我が町についてもですね、当然のことながら、この辺について検討が進められていると思います。そういうことで、私自身は来年度からですね、これについては、実施すべきであるということで町の見解をお伺いしますが、就学援助率の状況は現在どうなっているのか、まずお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、芦屋町の就学援助率ですが、現在 16.91%となっております。そして、郡内状況ですが、水巻町が 32.53%、遠賀町が 21.7%、岡垣町が 12.7%となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

平成30年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

町からすると、援助率は岡垣に次いでちょっと低いほうに入ることだと思いますが、この規則について芦屋町立学校児童生徒就学援助規則、昭和36年につくられているということですが、この内容についてちょっとお伺いしますが。この規則はですね、逐次改定をされているということなんですが、平成28年3月にも改定されています。これについては、どういった内容が改定されたのかお伺いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成28年3月の改正内容ですが、マイナンバー制度導入に係る様式の一部変更を行ったものです。本文、条項については改正しておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

まあ当時もですね、先ほどの話からしますと、文科省の委員会で29年になるわけですけど、だから28年ですので、まあそういうことでありますけれども、当然その中でも本当は検討されてたらしいのになど私は思ったわけですね。だから早目にそういった情報の中で、できる・できないところがやっぱりあると思うんですけど。規則もありまして、そういった法律が定められておられますので。そういった中でも市町村では、やっているとところもあったわけですね。この問題に対してはですね、やっぱりそういう配慮がいったんじゃないかなと思いますけども。第4条にですね、認定の基準がございまして、当該年度の予算の勘案に関しては教育長が定めるという認定の基準がございまして。平成29年度の国の予算はですね、倍になっているわけですね。ただ、ここには認定基準もあるんでしょうけれど、そういった場合の教育長に任されているわけですけども、こういった変更が行われた時の対応はどうなるのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、議員御指摘の国の予算が倍額になった場合の対応についてですが、平成29年度から生活保護基準が改正され、御指摘のように新入学準備費用が倍額となりました。これを受け、芦屋町では平成29年度から就学援助の入学準備費用を同様に倍額とする対応をしております。

そして議員御指摘のように第4条にですね、書いてありますが、「当該年度の予算を勘案して教育長が定める」と。具体的には教育委員会定例会で諮り、認定を受け、そして決裁を取り、方

平成 30 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

針を決め、予算調整を行ってまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

倍増されたということで、それに見合ったですね、基準にするということであると思います。

第 5 条にですね、補助の範囲が記載されております。この中の 3 号、4 号にですね、医療費、給食費というのがございまして、それ以外の学用品、通学費云々は補助範囲に入っているわけですが、すけれども。在学する芦屋町在住の学齢生徒の保護者に対する援助については、この 3 号、4 号を除くと。まあ、医療費の場合は、町としては助成をやっているわけなんで、いいかと思うんですけど、給食費が除かれている理由は、どういったことで除かれているのか、これをお聞きします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

御説明いたします。

この町の規則の第 5 条では、後段で国公立の中学校に在学する町在住の生徒の保護者に対する援助については、第 4 号、給食費を除くとありますが、これは簡潔に言えば、法の規定で給食費は学校設置者が補助することとなっているためです。このため、もし芦屋町在住の就学援助対象者が福岡県立宗像中学校に在学している場合は、学用品などは芦屋町から援助しますが、給食費は福岡県に申請し、認定されてから、福岡県から援助されていることとなっているためです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

はい、理解できました。この援助の内容ですけれども、自治体でですね、各自治体、市町村でかなり差があるんじゃないかと思います。神奈川県の大和市ではですね、理由によって眼鏡の購入費、そういったところもですね、状況によっては援助してあげるよと。そういうことで、この援助の内容、範囲ですね。これについてもですね。今後いろいろな形でできることがあったらやっぱり支援をしていくべきではないかと考えますが。これは検討していただければと思います。

それではですね、私はもう来年度から始めてもらえんと思いますし、周りの自治体のほうもですね、資料も持っていますけれども、かなり多くの市町村がですね、早目に実施しようということ

平成30年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

で検討を進めております。これ、来年度から実施するとまだ答弁をいただけていませんけども、実施するに当たって、懸案となる事項はございますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

就学援助の入学準備金の入学前支給の実施に当たっての懸案事項ですが、現段階では大きな懸案事項はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それでは最後になりますので、最後にですね、この来年度からの開始についての見解はいかがかお伺いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

来年度からの開始についての見解ですが、平成30年5月の教育委員会定例会にて、平成30年度末から、本年度末から開始するよう芦屋町教育委員会では、方針決定しております。そして、まさにこれからとなりますが、就学援助の入学前支給については今年度末から支給できるよう、予算確保など町長部局と協議、調整してまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

実施していただくということで町長、ありがとうございます。よろしく。お礼を言っておかないとですね。こういうことですね、子供たちは、芦屋の子供たちはですね、家庭の経済的な状況に関係なくですね、みんな平等にですね、将来の子供たちが大きく育っているということを念願しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。